

出来事（2015年7月）

1. 機能性表示食品の届出

4月17日から、消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

これらを消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。（7月29日現在）

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
36品目	26品目	0品目	62品目	1品目*

*「ビルベリー」（森下仁丹株式会社）の撤回届出書が、6月1日に受理されたとのことです。

生鮮を除く機能性表示食品の上市パターンとして、4つのケースが考えられますが、現在のところ、「全く新しいもの」は見当たらず、新鮮味に欠けるように思えます。

- 1) 有効性・安全性等の理由で、トクホにならなかったもの。（いわゆる「トクホ崩れ」）
- 2) 類似品（自社、他社）がトクホで販売されているもの。
- 3) いわゆる「健康食品」（サプリメントも含む）として販売されているもの。
- 4) 1)～3)に該当しない全く新しいもの。

「日経ビジネス」の『「機能性表示食品」の4つの誤算』と題した記事（6月29日）

- ① 迅速に出せるはずが、受理までに数か月も
- ② “先導役”とみられた大手企業が尻込み
- ③ 人材も知見も足りず 中小、参入できず
- ④ 小売りは当て外れ 店舗に商品届かず

2. トクホで安全性が確認されない同一成分と思われる機能性表示食品の届け出

内閣府 食品安全委員会は、特定保健用食品（トクホ）に申請された緑茶飲料「蹴脂茶（しゅうしちや）」（株式会社リコム）の健康影響評価を実施し、「安全性を確認できず、評価できない」とする評価書をまとめ、消費者庁に答申しました。

内閣府 消費者委員会は、7月1日、株式会社リコムが特定保健用食品（トクホ）に申請した緑茶飲料「蹴脂茶（しゅうしちや）」について、「特定保健用食品として認めることは適切でない。」と答申しました。これらの答申を踏まえて、消費者庁が結論を出すこととなります。

そうした中で、同一と思われる成分を含む株式会社リコムのサプリメント「蹴脂粒」は、新制度である「機能性表示食品」として、4月15日に受理されています。6月11日の「通販新聞」は、「『9月から自社通販で検討する』（同社）」と報じています。機能性表示食品の届け出の撤回を消費者庁が求めるかどうか注目されています。

3. いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループ（食品安全委員会）（7月27日）

「健康食品」の特性から生じるリスク要因として、「摂取量・摂取頻度・摂取期間」、「食

品形態」、「成分」、「利用対象者・利用目的」及び「品質」に整理され、担当の専門委員・専門参考人を決定し、事例等を含め、さらに詳細に議論を進め、国民に対して伝えるべきメッセージとして、整理することになったとのことです。

<http://www.fsc.go.jp/fscis/meetingMaterial/show/kai20150727so1>

4. トランス脂肪酸

部分水素添加油（PHOs）のGRASステータスを外すとの6月15日付けの米国FDAの発表が、「米国がトランス脂肪酸を禁止する」と、マスコミから誤って報じられ、慌しくなりました。

NPO法人食品安全グローバルネットワークは、正確な情報を共有するために、9月17日、参議院議員会館にて、院内学習会を開催する予定です。

5. 新規の食品添加物の指定

7月29日、アンモニウムイソバレレート（国際汎用香料）が指定されました。併せて、ケイ酸カルシウムおよび微粒二酸化ケイ素の使用基準が改正されました。

現在、1-メチルナフラレン（国際汎用香料）、過酢酸製剤の指定に向けた手続きが進められています。

6. 組換えDNA技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（19品目、最終：2015年5月11日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（65品目、最終：2015年7月28日）

グルタミルバリルグリシン（Escherichia coli DP-No.2株、GG-No.1株）（味の素株式会社）高度精製

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト（2015年7月28日現在）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228株）、アスペルギナーゼ（Aspergillus oryzae NZYM-SP株）、6- α -グルカノトランスフェラーゼ（NZYM-RO株）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

7. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

① 7月は、新たな出荷制限等はありませんでした。

② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、

埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（7月17日現在）

8. IARC（WHO国際がん研究機関）による評価（6月23日）

・リンデン（ γ -BHC）：グループ1

・DDT（ジクロロフェニルトリクロロエタン）：グループ2A

・2,4-D（2,4-ジクロロフェノキシ酢酸）：グループ2B

9. クロロフィル (E141(i)) 及びクロロフィリン (E141(ii)) の銅錯体の再評価

EFSA は、クロロフィル (E141(i)) 及びクロロフィリン (E141(ii)) 銅錯体については、動態 (ADME)、遺伝毒性、慢性毒性、発癌性、生殖発生毒性等のデータが不足しているため、食品添加物としての安全性評価はできないとしました。(6月30日)

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/4151.pdf>

10. フルーツ、ジュース、缶詰食品中の鉛の最大レベル、CODEX で合意 (7月6日)

- ・ 缶詰果物及び缶詰野菜 : 0.1mg/kg
- ・ フルーツジュース及びネクター : 0.03 mg/kg
- ・ ベリー及びその他の小さな果実のジュース : 0.05mg/kg

ftp://ftp.fao.org/codex/reports/reports_2015/REP15_PRe.pdf

○ 食品衛生法の基準 : 一部の農産物に 1.0mg/kg あるいは 5.0mg/kg が設定されている。

11. 日本の捕鯨データの改ざん (7月15日)

日本は、1960年代に捕鯨データを改ざんしていて、同様にデータの改ざんをしたソ連は、1990年代に修正したとのこと。また日本は信頼を損ねることになりました。

<http://news.sciencemag.org/asiapacific/2015/07/japan-falsified-whale-hunting-data-1960s-according-study>

<http://www.theguardian.com/environment/2015/jul/15/japan-accused-of-falsifying-whaling-data>

12. 輸入食品の違反事例

- ・ 株式会社ベジタブルクラブが、中国から輸入した「生鮮たまねぎ」の命令検査で、チアメトキサム 0.05ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。先月も、「生鮮たまねぎ」での違反がありました。
*チアメトキサム : ネオニコチノイド系殺虫剤で、残留基準値は、0.01ppm
- ・ 双日食料株式会社がベトナムから輸入した「無調味乾製品 : えび類」のモニタリング検査で、オレンジII (指定外添加物) 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社ローヤルがチリから輸入した「生鮮レモン」のモニタリング検査で、イマザリルが 5.8ppm および 9.4ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*イマザリルの使用基準 :

添加物の名称	対象食品	使用基準
イマザリル	柑橘類 (みかんを除く)	5 ppm 以下
	バナナ	2 ppm 以下

(作成 : 2015年8月1日)